

議案第 34 号

和解及び損害賠償の額の決定について

保育所で発生した事故による損害賠償について、次のとおり和解し、損害賠償の額を定める。

平成 28 年 2 月 26 日提出

亀山市長 櫻井 義之

1 事故の状況

平成 25 年 1 月 8 日午後 1 時 20 分頃、市内公立保育所において保育中に発生した児童の骨折事故

2 相手方

亀山市在住 児童の法定代理人

3 和解の条件及び損害賠償の額

(1) 市は、相手方に対し、損害賠償の額 1,073,289 円の支払い義務があることを認め、既払い金 30,760 円を除く、1,042,529 円を市議会の議決後 30 日以内に相手方指定の口座に振り込む。

(2) 市及び相手方は、損害賠償金以外に何らの債権債務のないことを確認し、互いに何らの請求をしない。

提案理由

和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定に基づき議会の議決を求める。